

新しく農業を始めるために

研修中に受けた恩を 地域に返したい

自分にやる気さえあれば儲けること
が出来ると思います。そのための努
力はもちろん2倍3倍必要です。

- ◆麻生さん……………宮農年数5年
- ◆主な栽培品目……………ピーマン、甘しょ



いちごと話し合いながら

技術のことだけでなく農地や資金など、幅広い情報を積極的に収集すればよかった、昔ながらの農業のイメージにとらわれずに情報収集することが大事と感じました。

- ◆三股さん……………宮農年数5年
- ◆主な栽培品目……………いちご



集まれ！ 未来農業人

自分で考え、 働くことができる仕事

ピーマンと甘しょの栽培で所得300万円以上を目指したいです。もちろん、ちゃんと休みが取れる農家です。

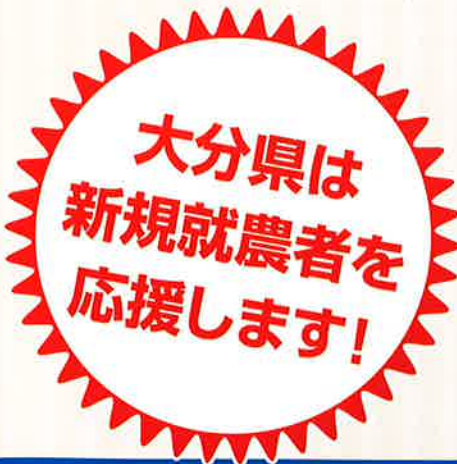
- ◆後藤さん……………宮農年数3年
- ◆主な栽培品目……………ピーマン



自分の作ったものが形になる

短期での研修等を踏まえて、なるべくイメージを掴めるようにしたほうが良いと思います。自分や妻（一緒に作業する人）がその作物にあった動きがとれるかが確認できればなお良いです。

- ◆杉谷さん……………宮農年数4年
- ◆主な栽培品目……………ピーマン、さといも



大分県の応援団“鳥”めじろん



<http://onk.oita.jp>

就農までのステップ

就農までの step. 1

関係窓口への相談

農業に興味がある、農業を始めたいと思っても「何から始めていいのか」「どこに相談したらいいのか」わからないときには、まず関係機関へ相談してみることで。

相談窓口	大分県農業農村振興公社 大分県農業会議 大分県農林水産部 新規就業・経営体支援課
作目	大分県各振興局 農山(漁)村振興部、生産流通部
農地	各市町村農業委員会
住宅	大分県企画振興部 おおいた創生推進課(移住等)、各市町村役場 (空家を購入した場合、修繕費がかかる場合があります。)



就農までの step. 2

情報収集・農業体験

就農するかどうかを決定するためには、「農業とはどういうものか」を詳しく知る必要があります。そのためには、できる限り情報を集め、自分の頭の中で農業や農村についてイメージしなければなりません。自分で考えて行動を起こさないと、あとで失敗することになります。

自分の経営像の 明確化

農業といっても、いろいろな作目(野菜、花き、畜産など)、栽培方法、経営スタイル(専作経営、複合経営)があります。自分が将来どのような農業経営を行いたいのか、相談窓口などを通じて情報を集めて具体化していくことが必要です。
*自分の性格、健康状態などや自己資金額、家族の農業従事者数なども考慮に入れる必要があります。

基礎知識の 習得

休暇を利用した短期農業研修(農業体験)などで、イメージをより具体化することも一つの方法です。大分県内の就農学校など研修施設でも農業体験を実施しています。これらを利用するのもよいでしょう。

就農までの step. 3

就農の意志決定・事前準備

意欲と情熱

農業を始めることは、会社を始めることと全く変わりありません。何もない状態からのスタートですから「何がなんでも成功させるぞ」という強い意志と情熱、さらに障害を乗り越える経営力(技術)が必要です。

資金の確保

農業を始めるにあたっては、土地、施設、機械などの初期投資、十分な収入が得られるまでの生活資金など、かなりの資金が必要となります。公的融資制度もありますが、借入金が多いと農業経営を圧迫することになるので、できる限り自己資金を用意します。

家族の同意

農業は労働力が必要です。家族の同意と理解があるか、その上で家族の協力を得られるかどうかは、新規就農がうまくいくかどうかの大きなポイントの一つです。もう一度、家族と話し合ってみてください。

就農の 意志決定

農業に対する 理解度

step.2の情報収集などで、十分農業・農村に対する知識を得たと思えますが、就農後、イメージと現実とのギャップに悩むことも少なくありません。自分の農業に対する理解度をもう一度チェックしてください。

農村社会に 対する理解度

農村には、都会と違う独自のルールがあります。農業で成功するかどうかは、農村社会にどれだけ溶け込めるか、地域の人とうまくつきあえるかにかかっているとと言っても過言ではありません。自分も家族も十分理解し、農村社会の一員として積極的に交流する気持ちを持ってください。

1. 就農の意志決定

就農候補地の選定

自分が作りたい作物に適した気象条件や土地条件、産地条件を考慮して就農候補地を選定していきます。農業生産の環境や土地柄から考えて、自分たちの一生を託するにふさわしいところをじっくりと選定することが大切です。

住居候補の選定

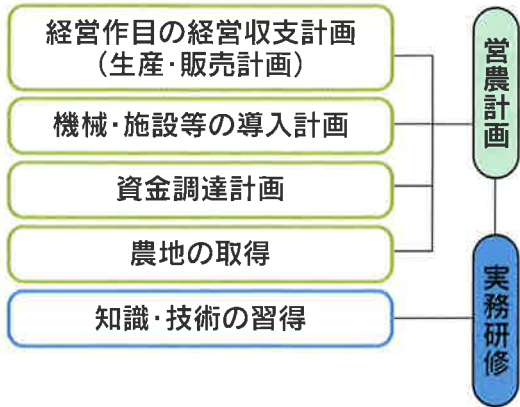
就農候補地の選定と併せて、住居候補を選定します。トイレの状況、周辺環境は自身で管理が必要など、多くの場合、希望者の経験とは大きく異なります。また、就農候補地との距離なども考慮に入れる必要があり、現地で十分確認するようにします。

2. 事前準備

大きく花を咲かせるのは貴方しだいです。焦らず準備をしましょう。

就農までの
step. 4

営農計画作成・実務研修



・資金力や技術を考慮して無理のない計画をたてる。
・同時に農業経営が安定するまでの生活設計もたてておく。

・先進農家や法人、または農業大学校などで研修を行う。
・就農学校やファーマーズスクールなど県の認めた研修機関等で研修を行う。

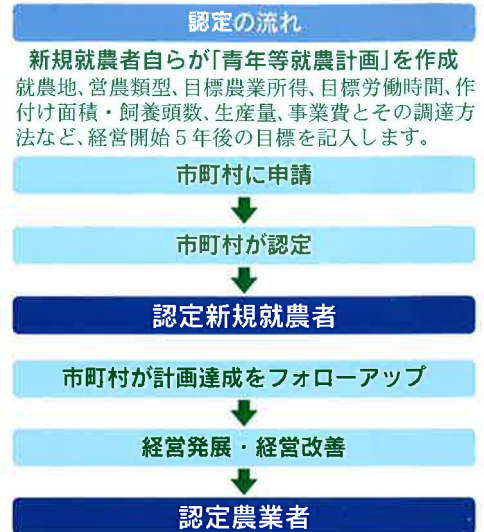
就農までの
step. 5

青年等就農計画制度・認定新規就農者

新規就農者に対する重点的な支援を行う制度です。
step.4で検討した営農の具体的な計画をもとに「青年等就農計画」を作成して市町村に提出し、市町村が「農業経営基盤強化促進基本構想」に合致しているかどうか審査を行い、認定されると「認定新規就農者」になることができます。

認定新規就農者になることによって、農地の斡旋や資金(経営開始型)、融資、補助事業などの支援を受けることができます。

- 対象者**
- ▶ 青年(原則18歳以上45歳未満)
 - ▶ 特定の知識・技能を有する中高年齢者(65歳未満)
 - ▶ 上記のものが役員のお半数を占める法人
- ※農業経営を開始して一定の期間(5年)を経過しないものを含みます。
※認定農業者は含みません。



就農までの
step. 6

農地の確保

	メリット	デメリット
賃借する場合	少ない資金で農地が確保できます。	契約期間を過ぎると、農地の返還を求められる場合があります。再契約を地権者と話し合う必要があります。
購入する場合	農地を所有でき、生産基盤が安定します。	農地法により要件があります。多くの資金が必要となり、経営を圧迫する場合があります。

◇農地の確保は、地権者とのトラブルを少なくするため「農地中間管理機構」を通じた貸借をお勧めします。
◇農地の受け手(借り手)の公募を行っていますので、まずは、市町村にご相談ください。

農地の取得方法

農地を取得するには、大きく分けて3つの方法があります。

1. 農地法

農業委員会等の許可を受けて権利移動
個人や法人は、次の要件をすべて満たし許可を受ければ農地の権利の取得ができます。
①全部効率利用、②農地所有適格法人(法人の場合)、③農作業常時従事、④下限面積、⑤地域との調和
下限面積は、原則50a(北海道2ha)以上。中山間地等は別途地域によって10aから50aの定めがあります。

2. 農業経営基盤強化促進法

(1)担い手への農用地利用集積計画による権利移動
市町村が基本構想に基づき、農地の利用関係の調整結果をとりまとめて計画を作成する。
①計画の内容が市町村基本構想に適合する。
②受ける者が次のすべてに該当すること
・農地のすべてを効率的に耕作すること
・農作業に常時従事すること
③利用権を設定する農地について、関係権利者すべての同意を得ていること

3. 相続

農地の権利を取得した者は、権利取得を知った日から概ね10ヶ月以内に農業委員会にその旨を届け出なければなりません。ただし、遺言によって相続人以外の者に農地が遺贈される場合は、農地法の許可が必要です。

(2)農地中間管理機構を利用
人・農地プランの話し合いの中で、中間受け皿としての機構を利用して貸借する。
借り手:機構が行う借受希望者の公募に応募する。
(応募された方の氏名、応募内容は公表されます。)
貸し手:農用地等の貸付希望調書を市町村担当窓口を通じて機構に提出する。

就農までの
step. 7

就農

農業経営の早期安定に向けてがんばりましょう。

就農後の留意事項

会社員などから就農した場合、次の点に留意してください。

- 税金、国民健康保険料、年金保険料は自ら納める必要があります。市町村民税、国民健康保険料は、前年の所得額に対して課税されます。
- 年金制度も厚生年金などから国民年金にかわります。



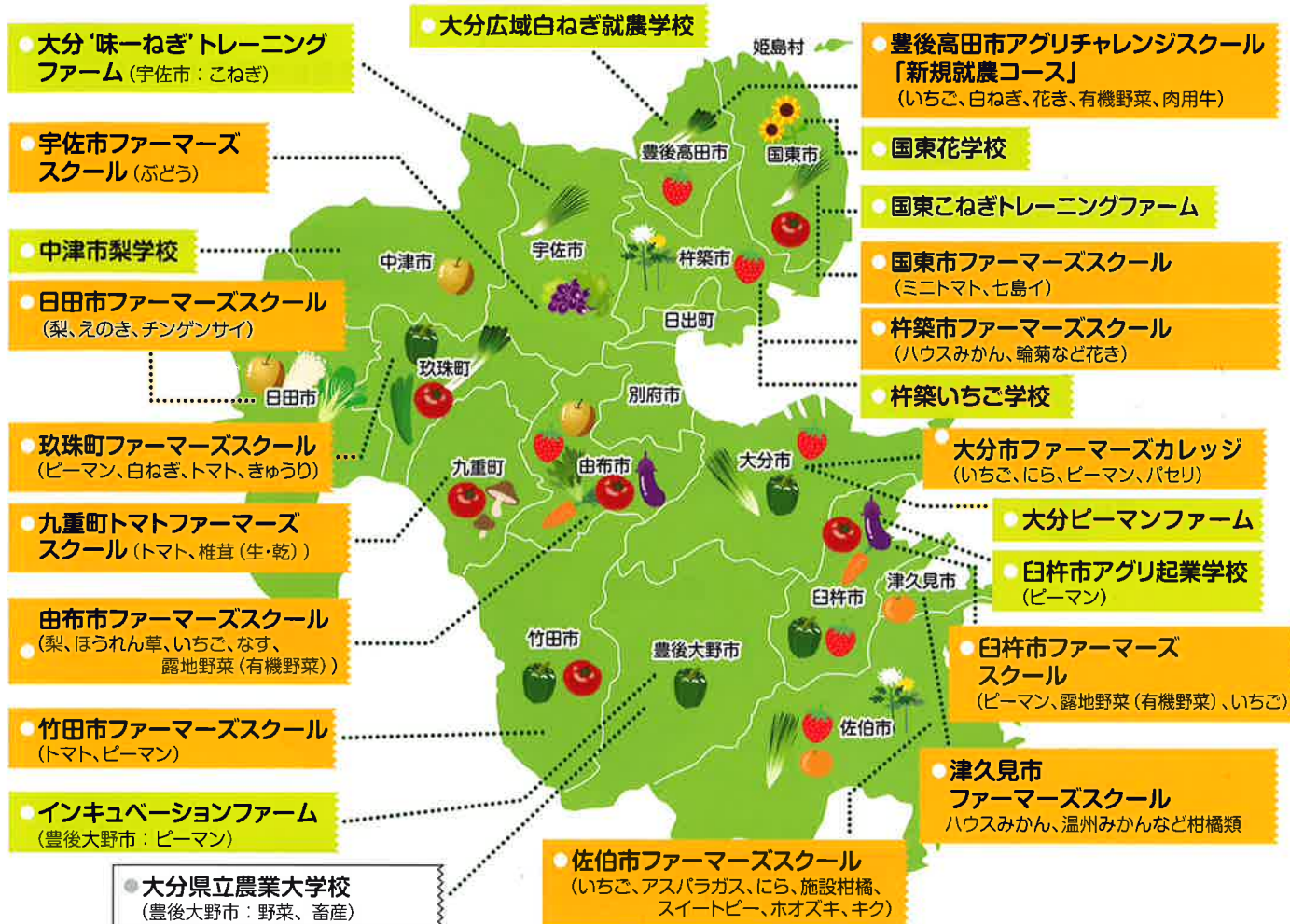
県内研修施設・品目一覧



※大分県新規就業・経営体支援課のホームページで随時公開予定。

<http://www.pref.oita.jp/site/shunjojoho/r2nogyokenshu.html>

■ 就農学校 ■ ファーマーズスクール



就農学校・ファーマーズスクールお問合わせ先

◇ 大分県立農業大学校(就農準備研修)	大分県立農業大学校 研修部	0974-22-7583
◆ 国東こねぎトレーニングファーム	国東市役所農政課	0978-72-5167
◆ 国東花学校	JAおおいた東部事業部 園芸課	0978-62-3051
◆ 杵築いちご学校	JAおおいた東部事業部 園芸課	0978-62-3051
◆ 大分ピーマンファーム	JAおおいた中西事業部 園芸1課	097-546-1115
◆ 臼杵市アグリ起業学校	臼杵市役所農林振興課	0974-32-2220
◆ インキュベーションファーム	豊後大野市役所農業振興課	0974-22-1001
◆ 中津市梨学校	(公社)農業公社やまくに	0979-62-3111
◆ 大分「味-ねぎ」トレーニングファーム	JAおおいた北部事業部 園芸課	0978-32-8703
◆ 大分広域白ねぎ就農学校	JAおおいた北部事業部 園芸課	0978-32-8703
◆ 豊後高田市アグリチャレンジスクール「新規就農コース」	豊後高田市役所農業ブランド推進課	0978-25-6243
◆ 杵築市ファーマーズスクール	杵築市役所農林水産課	0978-62-1809
◆ 国東市ファーマーズスクール	国東市役所農政課	0978-72-5167
◆ 大分市ファーマーズカレッジ	大分市役所農政課	097-537-5628
◆ 臼杵市ファーマーズスクール	臼杵市役所農林振興課	0974-32-2220
◆ 津久見市ファーマーズスクール	津久見市役所農林水産課	0972-82-9514
◆ 由布市ファーマーズスクール	由布市役所農政課	097-582-1293
◆ 佐伯市ファーマーズスクール	佐伯市役所農政課	0972-22-3239
◆ 竹田市ファーマーズスクール	竹田市役所農政課	0974-63-4805
◆ 日田市ファーマーズスクール	日田市役所農業振興課	0973-22-8211
◆ 玖珠町ファーマーズスクール	玖珠町役場農林課	0973-72-7164
◆ 九重町トマトファーマーズスクール	九重町役場農林課	0973-76-3804
◆ 宇佐市ファーマーズスクール	宇佐市役所農政課	0978-27-8155

技術習得のための資金制度

次世代を担う農業者となることを志向するものに対し、就農前の研修を後押しする資金を交付する国の制度です。

農業次世代人材投資事業(準備型)の資金交付要件

就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受けるものに対し、資金を交付します。

- 1 就農予定時の年齢が、49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農^{*1}、雇用就農又は親元での就農^{*2}を目指すこと
※1 独立・自営就農者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること又は経営改善計画の認定を受け認定農業者になること
※2 親元就農者については、就農後5年以内に経営を継承すること
法人については経営者(共同経営者含む)になること
- 3 都道府県等が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
※既に研修を開始しているものであっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は交付対象
- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 5 原則、前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること
- 6 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること
- 7 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと
- 8 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

■交付対象の特例■

国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長することができる。

返 還

- 1 適切な研修を行っていない場合
交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合
- 2 研修終了後^{*1}1年以内に49歳以下で就農をしなかった場合
※資金の受給終了後、引き続き就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等を行う場合(原則4年以内)は、その研修終了後
- 3 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、農業を継続しない場合
- 4 独立・自営就農者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
- 5 親元就農者について、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合又は法人については、経営者(共同経営者含む)にならなかった場合
- 6 虚偽の申請等を行った場合

就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金交付要件

就職氷河期世代の就農を後押しするため、研修期間に必要な資金を交付します。

対 象 者

申請時の年齢が30歳以上で、かつ就農予定時の年齢が49歳以下のもの。29歳以下であっても、就労経験があり、正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働くもの、就業を希望しながら様々な事情により無業の状態にあるものなど就職氷河期世代に準じた就業に向けた課題に直面しているものとして認められたもの。

- 1 就農予定時の年齢が、49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農^{*1}、雇用就農又は親元での就農^{*2}を目指すこと
※1 独立・自営就農者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること又は経営改善計画の認定を受け認定農業者になること
※2 親元就農者については、就農後5年以内に経営を継承すること
法人については経営者(共同経営者含む)になること
- 3 都道府県等が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
※既に研修を開始しているものであっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は交付対象
- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 5 原則、前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること
- 6 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

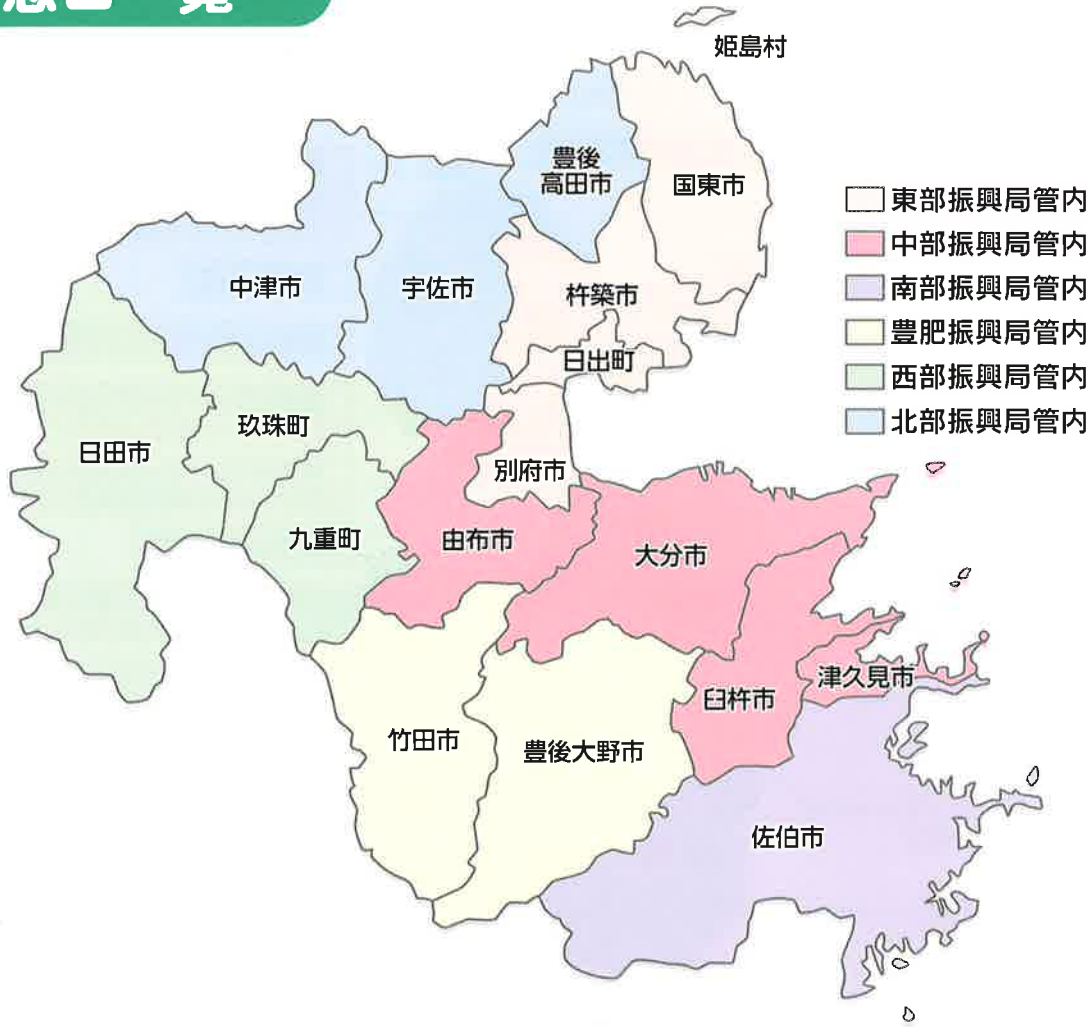
- 7 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。また、過去に農業次世代人材投資事業(青年就農給付金事業を含む。)による資金の交付を受けていないこと。
- 8 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

返 還

- 1 適切な研修を行っていない場合
交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合
- 2 研修終了後^{*1}1年以内に49歳以下で就農をしなかった場合
※資金の受給終了後、引き続き就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等を行う場合(原則4年以内)は、その研修終了後
- 3 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、農業を継続しない場合
- 4 独立・自営就農者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
- 5 親元就農者について、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合又は法人については、経営者(共同経営者含む)にならなかった場合
- 6 虚偽の申請等を行った場合



相談窓口一覧



【県関係】

団体名	郵便番号	住 所	直通電話番号
公益社団法人 大分県農業農村振興公社 担い手対策課	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-535-0400
大分県庁			097-536-1111(代)
農林水産部新規就業・経営体支援課 担い手確保班	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-3586
企画振興部おおいた創生推進課 移住定住促進班			097-506-2038
一般社団法人 大分県農業会議	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-532-4385
大分県立農業大学校 農学部			0974-22-7582
研修部(野菜コース・畜産コース)	879-7111	豊後大野市三重町赤嶺2328-1	0974-22-7583
大分県東部振興局 農山漁村振興部	873-0504	国東市国東町安国寺786-1	0978-72-0409
大分県中部振興局 農山漁村振興部	870-0021	大分市府内町3-10-1	097-506-5732
大分県南部振興局 農山漁村振興部	876-0813	佐伯市長島町1-2-1	0972-24-8645
大分県豊肥振興局 農山村振興部	878-0013	竹田市大字竹田字山手1501-2	0974-63-1172
大分県西部振興局 農山村振興部	877-0004	日田市城町1-1-10	0973-22-2585
大分県北部振興局 農山漁村振興部	879-0454	宇佐市大字法鏡寺235-1	0978-32-1621

【市町村】

管轄振興局	市町村名	担当課等	郵便番号	住 所	代表電話番号
東 部	別 府 市	農林水産課 農業委員会	874-8511	別府市上野口町1-15	0977-21-1133(直)
	杵 築 市	農林水産課 //	873-0001	杵築市大字杵築377-1	0978-62-1809(直)
	国 東 市	農 政 課 //	873-0503	国東市国東町鶴川1149番地	0978-72-5167(直)
	日 出 町	農林水産課 //	879-1592	速見郡日出町2974番地1	0977-73-3127(直)
	姫 島 村	企画振興課 //	872-1501	東国東郡姫島村1630-1	0978-87-2282(直)
中 部	大 分 市	農 政 課 //	870-8504	大分市荷揚町2番31号	097-537-5628(直)
	臼 杵 市	農林振興課 //	875-0292	臼杵市野津町大字野津市326番地の1(野津庁舎)	0974-32-2220
	津 久 見 市	農林水産課 //	879-2435	津久見市宮本町20番15号	0972-82-4111
南 部	由 布 市	農 政 課 //	879-5498	由布市庄内町柿原302番地	097-582-1293(直)
豊 肥	佐 伯 市	農 政 課 //	876-8585	佐伯市中村南町1番1号	0972-22-3111
	豊後大野市	農業振興課 //	879-7198	豊後大野市三重町市場1200	0974-22-1001
西 部	竹 田 市	農 政 課 //	878-8555	竹田市大字会々1650番地	0974-63-1111
	日 田 市	農業振興課 //	877-8601	日田市田島2丁目6番1号	0973-22-8211(直)
	九 重 町	農 林 課 //	879-4895	玖珠郡九重町大字後野上8-1	0973-76-3804(直)
北 部	玖 珠 町	農 林 課 //	879-4492	玖珠郡玖珠町大字帆足268-5	0973-72-7164(直)
	中 津 市	農政振興課 //	871-8501	中津市豊田町14番地3	0979-22-1111
	豊後高田市	農業ブランド推進課 //	879-0692	豊後高田市是永町39番地3	0978-25-6243(直)
	宇 佐 市	農 政 課 //	879-0492	宇佐市大字上田1030番地の1	0978-27-8155(直)